

第 512 回愛知地方最低賃金審議会 議事録

日 時 令和 5 年 8 月 22 日 (火) 午後 1 時 15 分～午後 2 時 40 分
場 所 名古屋合同庁舎第 2 号館 3 階 共用大会議室
出 席 者
(公益代表委員) 中山会長、鈴木会長代理、長谷川委員、水野委員
(労働者代表委員) 安藤委員、大脇委員、木戸委員、中島委員
(使用者代表委員) 梶原委員、堀江委員、竹内委員
(事務局) 阿部労働局長、伊勢労働基準部長、平井賃金課長、高橋主任賃金指導官、
名倉課長補佐、大口賃金指導官、水谷非常勤職員、久保賃金調査員
議 題 (1) 愛知県最低賃金の改正決定に係る答申に関する異議の申出について
(2) その他

議 事

○大口賃金指導官

第 512 回愛知地方最低賃金審議会開催にあたり、事務局より御案内いたします。本日の審議会は、報道機関によります冒頭及び答申時の撮影が予定されております。では、これより報道機関の方の撮影を可能といたします、よろしくお願ひいたします。

(報道機関 撮影)

○大口賃金指導官

本日の資料につきましては、会議次第に合わせまして資料目次記載の No.1 から No.3 を、別綴にて資料 No.4 を配付させていただいております。本日の審議会は公開となっておりますので、傍聴の方がいらっしゃることを併せて御報告させていただきます。それでは、以降の進行につきましては、中山徳良会長にお願いいたします。

○中山会長

それでは皆様、今日はよろしくお願ひいたします。ただ今より第 512 回愛知地方最低賃金審議会を開催いたします。事務局は、委員の出席状況について確認し、報告をお願いします。

○大口賃金指導官

委員の出欠状況でございますが、公益代表委員は小野木昌弘委員が御欠席で 4 名の委員が御

出席、労働者代表委員は松下克裕委員が御欠席で 4 名の委員が御出席、使用者代表委員は太箸俊一委員、安田朗子委員が御欠席され 3 名の委員が御出席となっております。

委員定数 15 名中 11 名が御出席され、また、公労使各側委員とも 3 分の 1 以上の委員が御出席されております。このため、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定する定足数「全委員の 3 分の 2 以上又は各側委員の各 3 分の 1 以上の出席」を満たしておりますことを併せて御報告いたします。

○中山会長

ただ今、事務局より本審議会は定足数を満たしており、会議が成立している旨の報告がございました。次第に従いまして議事を進めたいと思います。

審議に先立ちまして、阿部局長のほうから諮問についての御発言がございますのでお願ひいたします。

○阿部労働局長

愛知地方最低賃金審議会の委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきまして、本当に誠にありがとうございます。

8月4日付で、審議会のほうから愛知県最低賃金の改正決定につきまして、答申をいただいたところでございます。その際に御説明申し上げたとおり、この間、異議の申出を受け付けたところでございます。昨日までに「愛知県医療介護福祉労働組合連合会」等の団体及び個人の方から合計 47 件、異議の申出がございました。

本日は、この異議の申出の取扱い等につきまして、当審議会の御意見を伺いたく、御参集いただいたところでございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○中山会長

ありがとうございました。続きまして、本日の資料について、事務局から説明をお願いします。

○平井賃金課長

では、事務局から説明をさせていただきます。次第と一緒に綴られています 3 枚目に、資料目次がございます。

通しページ 1 ページの資料 No. 1 をご覧ください。資料 No. 1 は、これまでの本審、専門部会における資料としても配付をしておりますが、「令和 5 年度最低賃金に関する基礎調査について（確定値）総括表」です。1 ページには「調査の概要」を記載しております。調査対象地域は愛知県全域で、対象産業・事業所規模は 2 「調査の範囲」（2）に記載のとおり 100 人未満の製造業あるいは 30 人未満の卸売業他でございます。調査方法は 3 に記載のとおり都道府

県、産業、事業所規模の別に層化無作為抽出により選定した事業所 3,038 に対し標本調査を実施し、7月 28 日までの有効回答としては、標本労働者数が 17,810 人、事業所数としては 1,484 となっております。調査対象労働者・項目としては 4 に記載のとおり令和 5 年 6 月 1 日において事業所に雇用される労働者の 6 月における給与の時間当たりの所定内賃金額が調査内容でございます。

3 ページをご覧ください。横書きになっていますが、左上に「総括表（1）」と記載のものは全産業についての集計で、「規模別、地域別、年齢別表」となっています。一番左の列が調査結果における労働者の時間当たりの所定内賃金額を階級別に示した欄となります。その右側の各欄における数値は当該金額以下の労働者数を累計で示しております。労働者数の下のカッコ書きされた数値は、労働者数全体に占める割合をパーセント表示したものです。例えば、全産業における合計数、左から 2 列目ですが、一番上の階級の 985 円以下の労働者数が 19,036 人となっています。985 円の下に赤い線を引いておりますが、この線より上が、即ち今申し上げました 19,036 人が現行の愛知県最低賃金額、時間額 986 円未満の労働者数となります。本年 7 月 28 日までの回答によって、調査対象の労働者数全体の合計が 109 万 6,766 人ですので、この合計人数に対する愛知県最低賃金未満の人数割合は、カッコ内に記載のとおり 1.7 パーセントとなります。これが現在の愛知県最低賃金額を下回る労働者数の割合、即ち「未満率」です。また、愛知県最低賃金が 986 円から引き上げられた場合、当該金額の 1 段上の数値が改正後の最低賃金額を下回る労働者数の割合となります。こちらが「影響率」となります。

4 ページの下から 2 段目、3 段目に色付けした部分がございます。愛知県の最低賃金が今回の答申どおり 1,027 円に引き上げられた場合、1,026 円以下の労働者数の割合、影響率は 27.5 パーセントになります。

7 ページをご覧いただきたいと思います。横書きの左上に「総括表（2）」と記載しているものは、全産業についての集計で、「性別年齢別表」となっています。985 円の欄をご覧いただきますと、未満率は男性で 1.1 パーセント、女性で 2.3 パーセントとなっています。

また、8 ページでございますが、真ん中少し下の色付けしたところに 1,026 円の段をご覧いただきますと、愛知県最低賃金が 1,027 円に引き上げられた場合の影響率ですが、男性が色付けをしました影響率全体「27.5」の右横に記載の 16.1 パーセント、女性については 1,026 円の段の右から 7 列目記載の 37.8 パーセントという形で示されています。

続きまして、11 ページの資料 No. 2 は、最低賃金引上状況等の推移（愛知）令和 4 年度版です。

それと 12 ページの資料 No.3 は、平成 25 年度から令和 4 年度までの間の影響率・未満率等の推移を表及びグラフ化したものです。いずれの資料も既に審議会で御審議の基として御活用いただいた資料でございます。

そして、別綴りとしております資料 No.4 が異議申出書面となります。本年 8 月 4 日に開催されました第 511 回審議会において、愛知県最低賃金の改正決定に係る答申を受け、同日より「意見に関する公示」を行いました。公示期間は、本年 8 月 21 日までの 15 日間であり、

この期間に47件の異議申出がございました。異議申出の概要は、のちほど説明をさせていただきます。

異議申出があった場合は、労働局長はその申出について、地方最低賃金審議会に意見を求めるべきこととされており、この後、阿部労働局長から愛知地方最低賃金審議会に対し、異議申出に係る審議を諮詢させていただくことになります。

○中山会長

ただ今、事務局から資料についての説明がありました。御質問等はありますでしょうか。

(質問等なし)

○中山会長

それでは議事を進めたいと思います。

本日の議題「(1) 愛知県最低賃金の改正決定に係る答申に関する異議の申出について」です。阿部労働局長から、異議申出に係る諮詢がございます。

○阿部労働局長

諮詢文を読み上げさせていただきます。

愛労発基 0822 第1号
令和5年8月22日

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山 徳良 殿

愛知労働局長 阿部 充

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮詢）

標記について、別紙のとおり愛知県医療介護福祉労働組合連合会等の団体及び個人から合計47件の最低賃金法第11条第2項の規定による異議の申出がありましたので、貴会の意見を求めます。

なお、別紙に記載の異議申出のあった団体名につきましては、このあと、事務局の説明において紹介しますので、読み上げを省略させていただきたいと思います。

(諒問文手交)

(質問文 (写) 配付)

○中山会長

お手元にいきましたでしょうか。それでは、異議申出の内容について、事務局から説明をお願いいたします。

○平井賃金課長

事務局から説明をさせていただきます。異議申出の書面は、別綴り資料として配付をさせていただいております。異議申出内容につきましては、すべて事前に各委員の皆様にお送りし、確認をいたしております。資料の表紙の一覧に記載のとおり、提出をいただいた順に、申出の内容の概要につきまして、時間の関係もございますので内容を抜粋して申し上げさせていただきたいと思います。なお、答申の内容以外に対する御意見や、重なるような内容及び大変恐縮ですが、団体名の敬称は省略をさせていただきたいと存じます。

資料をめくっていただきまして、下にページ数を記載しております。

まず初めに、1ページ目は、愛知県医療介護福祉労働組合連合会（愛知県医労連）から提出がありました「物価高騰から生活まもる最低賃金の大幅引き上げを～愛知地方最低賃金審議会の改正決定に関する異議申出書～」の写しでございます。最低賃金の大幅な引上げは、医療・介護労働者の賃金水準の引き上げ、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善などに極めて重要であって、地域循環型経済をつくるベースとなる最低賃金は、答申された金額よりも大幅に上積み、早期に愛知県最賃を1500円以上にしていく必要がありますと異議が記載されており、また、全国で取り組んだ「最低生計費試算調査」によって明らかな全国どこでも月額26万円（時給1500円）の結果にかなう水準に最低賃金を引き上げること、地域間格差をなくし、医師、看護師、介護職員の地域間偏在を解決するために全国一律最低賃金制度を求めることが、早期に1500円に到達するまでの計画を議論し、引上げ額の判断基準についてあらためて審議すること、専門部会について2者協議を含め完全に公開し、非正規労働者の意見陳述の場を保障するよう審議会を改善することの4点を踏まえ再審議し、改定額に反映することを要望しますと記載をされております。

続きまして3ページでございます。全日本建設交運一般労働組合愛知県本部（略称 建交労）から提出がありました「1027円では全く足りない、1500円に引き上げを～愛知県最低賃金の改正決定に関する「異議申出書」、専門部会の運営にも意見します～」と題する申出書の写しでございます。愛労連、全労連が実施してきた全国最低生計費試算調査結果では「8時間労働で人間らしく暮らす」ためには、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることを明らかにしている。子育てしながら働くシングルマザーの実態は日々の暮らしで精一杯であるなど、県民・労働者にとって生きていくために十分な賃金には達していないことを認識し、最低賃金を1500円にしてくださいなどと異議が記載をされていま

す。また、専門部会の傍聴は実現したが、実質的に決める二者協議に多くの時間が割かれ、議論の過程にはほとんど触れることができなかつたことから、二者協議も含めて審議会の会議はすべて公開としてくださいとの意見が記載をされております。

4ページでございます。東三河労働組合総連合から提出がありました「1027円ではワーキングプアから脱却できません 1500円に引き上げを～愛知県最低賃金の改正決定に関する「異議申出書」、専門部会の運営にも疑問があります～」と題する異議申出書の写しでございます。答申した1027円に年間総労働時間目安2000時間を乗じてみると2,054,000円であり、最賃該当の労働者はワーキングプア近傍で生きろと言っているのに等しく、抜本的な改善を早急に求めますなどと異議が記載されています。また、審議会がどのように考えたのかがわかるように審議を全面的に公開してくださいとの意見が記載をされております。

5ページでございます。生協労連愛知県協議会から提出がありました「2023年度愛知県最低賃金額改定に対する異議申出書」の写しでございます。最低賃金の改定に最も影響を受ける、非正規・時間給労働者の厳しい生活実態に向き合い、普通の生活ができる水準「1500円」への引上げに向けてさらなる審議を求めるなどと異議が記載されています。また、専門部会の審議は非公開の2者協議で進められ、意見書の内容がどう審議に反映されたか全く不明であり、非正規労働者による意見陳述の機会を作ることを再度要請しますなどの意見が記載をされています。

6ページでございます。西三河地域労働組合総連合から提出がありました「人間に値する改訂を 全国一律1500円引き上げへの道筋を示してください 愛知県最低賃金の改正決定への「異議申出書」と専門部会の運営にも意見します」と題する異議申出書の写しでございます。トヨタ自動車をはじめとする輸送機器関連企業が林立する西三河地域において相対的に高水準と言われるのは、パート・派遣・外国人労働者などの非正規労働者の劣悪な労働環境で成り立っています。1日8時間働いても、月に7000円(41円×8時間×21日)にも達しない引き上げでは、月額18万円程度にしかならず、健康で文化的な最低限度の生活ができるとはとても思えませんなどと異議が記載されています。また、様々な意見を可視化するためにも、専門部会の運営にも意見しますと記載されています。

7ページでございます。尾張教職員労働組合から提出がありました「多くのこどもたち(とその家族)は困っています 1027円では暮らしは改善できない、1500円に引き上げを～愛知県最低賃金の改正決定に関する「異議申出書」、専門部会の運営にも意見します～」と題する異議申出書の写しでございます。保護者の職が不安定で、収入が不充分であるため、毎月の給食費や学年費の振り込みに苦労している子どもたちの数が年々増えており、最低賃金が時給1500円あれば、不安定な職に就いている保護者たちも少しは安心しますなどと異議が記載されています。また、初めて公開された専門部会でしたが、二者協議は非公開であり、非正規労働者や低賃金で働くを得ない人たちの生活実態を踏まえた審議は全く聞くことができませんでしたなどと意見が記載されています。

8ページです。全日本国立医療労働組合(全医労)愛知地区協議会から提出がありました

「愛知県最低賃金の改正決定に係る愛知地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出書」の写しでございます。愛知県の最低賃金の引き上げが目安の41円では、相次ぐ物価上昇を踏まえれば、引き上げ額が実質賃金の上昇には及ばない、県民生活の向上につながる引き上げ額とは到底言えない。愛知県は多くの産業指標が神奈川や大阪を上回っているにもかかわらず最低賃金は神奈川や大阪の後塵に位置し、愛知県民・労働者の労苦に報いることにならず、東京に次ぐ第2位の「最低賃金」の水準に引き上げるべきである、などと異議が記載されています。また、愛知県では非正規労働者が全就業労働者の37%の133.2万人働いており、最低賃金の相場で雇用され、生活を強いられている労働者とその家族である愛知県民は多数存在しています。最低賃金相場を引き上げるに当り、必要な経費負担増について、中小企業等へは国と県の責任で大幅な支援強化を求めるなどと意見が記載されています。

9ページです。生活保護引き下げ反対愛知連絡会から提出がありました「異議申し立て書」の写しでございます。愛知地方最低賃金審議会が中央審議会の目安どおり41円の引き上げを答申したこと驚きと怒りでいっぱいです、物価高の中41円の引き上げでは「健康で文化的な最低限度」の生活は保障されません。最低賃金は賃金を法律で決める唯一の基準であり、最低賃金引き上げは県内労働者のくらしと中小企業の営業を守ることができます。審議会では具体的な金額の検討は非公開の「二者協議」で審議され、どのような議論でこの引き上げ額になったのかわからず、少なくとも両者の主張の趣旨を公表すべきですなどと異議が記載をされています。

10ページです。千種名東地域労働組合総連合から提出がありました「41円の引き上げでは物価上昇には追付かず、生活改善は困難です—愛知県の最低賃金の改定決定についての異議申出書を提出します」と題する申出書の写しです。41円の引き上げ(1,027円)では生活改善は困難なので、1,500円以上に引き上げを求める。「6月の勤労統計調査の結果、実質賃金が15か月連続マイナス」は物価上昇が続く中で春闘での賃上げが追付いていないことを示し、非正規・パートなどの不安定雇用労働者・青年層に厳しい生活が押し寄せており、今こそ1500円をめざして大幅な改定が必要と考えますなどと異議が記載をされています。

11ページです。愛知県教職員労働組合協議会から提出がありました「多くの子どもたち(とその家族)は困っています 1027円では暮らしは改善できない、1500円に引き上げを～愛知県最低賃金の改定決定に関する「異議申出書」、専門部会の運営にも意見します～」と題する申出書の写しでございます。審議会が「最低賃金を1027円」と答申したことに愛教組は異議を申し出ます、最低賃金が時給1500円あれば、不安定な職に就いている保護者たちも少しは安心してもらえますなどと異議が記載されています。また、せっかくの審議会、県民に広く聞いてもらって、多くの人に納得してもらえるような話し合いをしていただきたいなどと意見が記載されています。

12ページです。全トヨタ労働組合から提出のあった「愛知県最低賃金の改定決定に関する「異議申出書」一人の労働者として1027円では文化的最低限の生活はできません」と題す

る異議申出書の写しです。早急に1500円に引き上げることを求めます、大企業の下請けとなっている中小企業で働く組合員が多く賃金格差に怒りを持っています。昨年から急激な物価上昇によって実質賃金は低迷し実に厳しい生活環境になっていますなどと異議が記載されています。また、検討小委員会で行われた意見陳述が専門部会では行われず、審議会の在り方に大きな禍根を残しており、異議審の場においてでも意見陳述を行うべきですなどと意見などが記載されています。

13ページです。愛知県高等学校教職員組合（愛高教）から提出がありました「1027円では不足です。1500円への引き上げを求める～愛知県最低賃金の改正決定に関する「異議申出書」、専門部会の運営に意見します～」と題する申出書の写しでございます。マスコミでも、非正規労働者の「目安どおりの引き上げでは足しにならない」という生の声を紹介しながら、目安を大きく上回る引き上げが必要だと指摘されてきましたなどと異議が記載されています。また、中小企業支援策の拡充などについて、初めて「政府に対する要望」が行われたことを歓迎し、国に対し強く上申されるよう求めますなどと意見が記載されています。

14ページです。尾張東地域非正規労働者ユニオンから提出がありました「1027円では暮らしの改善は望めない 1500円以上に引き上げを求める」と題する異議申出書の写しでございます。2023年の最低賃金額1027円との答申が出されたことに、私たち非正規で働く者たちへの生活向上に目を向けていない金額に異議を申し立てます。健康で、文化的な生活をしていくためには、最低賃金審議会の答申には怒りを覚え、異議を申し立てますなどと異議が記載されています。

15ページでございます。■■■の税理士・特定社会保険労務士■■■から提出がありました「愛知県最低賃金についての異議申出書」写しでございます。今回の最低賃金の答申は労使双方にとって低すぎると考え、異議を申し出ました。2012年から2022年の10年間にデフレ基調にもかかわらず愛知県の最低賃金は30%上昇しましたが、失業者が溢れることもなく、中小企業の倒産が相づぐこともおきていません、中小企業は賃上げ余力があっても最低賃金の改定がなければ賃金の引き上げを行わないことが多いです、賃金を引き上げれば、賃金に見合った仕事をしてもらわなければならず、労働者の教育、使い方を考えるようになり、生産性向上につながりますなどと異議の理由が記載をされています。

16ページです。尾張中部地区労働組合総連合から提出がありました「最低賃金の一刻も早い1500円への引き上げを求める～愛知県最低賃金の改正決定に関する「異議申出書」～」の写しでございます。あらゆる分野において物価高騰が続いている現在、最低賃金の大額な引き上げが喫緊の課題であることは言うまでもなく、特に最低賃金ぎりぎりで雇われている非正規労働者が多くいることを鑑み、一刻も早い最低賃金の大幅引き上げを心より願うものですが異議が記載されています。また、専門部会での非公開の二者協議中心のための審議の不透明性と意見陳述を実施しない審議会運営の不十分さを訴える意見などが記載をされています。

17ページです。国鉄労働組合名古屋地方本部から提出がありました「1027円で生活改善

は不十分、1500円への引き上げを求めます」と題する異議申出書の写しでございます。JRでは、関連企業への業務委託外注化が深度化し、関連企業では最低賃金ラインの低賃金での格差労働を強いられています。愛知地方最低賃金審議会が最低賃金を1027円と答申したことに対し、とても働く者の実態、憲法や国際比較に相応しいものとは言えず、異議を申し出ますなどと記載されています。また、専門部会での非公開の二者協議中心のための審議の不透明性と意見陳述を実施しない審議会運営の不十分さを訴える意見が記載をされています。

18ページでございます。全日本年金者組合愛知県本部から提出がありました「1027円では暮らしは改善できない、1500円に引き上げを～愛知県最低賃金の改正決定に関する「異議申出書」、専門部会の運営にも意見します～」と題する異議申出書の写しでございます。公的年金はマクロ経済スライドで切り下げられ、退職後に年金額の少なさに驚愕して、生活維持に非正規やアルバイトで食い繋いでいる高齢者の声を聞くたびに胸が痛み、特に女性の年金額は10万円に満たない人が多く、最低賃金の大幅な引上げが喫緊の課題と痛感していますなどと異議が記載されています。また、専門部会での非公開の二者協議中心のための審議の不透明性、意見陳述を実施しない審議会運営の不十分さを訴える意見などが記載をされています。

19ページです。瀬戸市教職員労働組合から提出がありました「子どもの貧困をなくすためにも早急に1500円へ引き上げてください。時給1027円では保護者の暮らしも改善できません」と題する異議申出書の写しです。保護者の中には、最低賃金ギリギリの仕事の家庭があります、子どもの貧困をなくすためにも最低賃金の1500円への引き上げは重要ですなどと異議が記載されています。また、専門部会での非公開の二者協議中心のための審議の不透明性と意見陳述を実施しない審議会運営の不十分さを訴える意見、中小企業支援策の拡充を国に対し強く上申することを求める意見などが記載をされています。

20ページです。尾張東地域労働組合総連合から提出がありました「時給1027円では暮らしの改善ができません。早急に1500円へ引き上げてください～愛知県最低賃金の改正決定に関する「異議申出書」、専門部会の運営にも意見します～」と題する異議申出書の写しです。1日8時間働いても、月に7000円(41円×8時間×21日)にも達しない引き上げでは月額18万円程度、税金・社会保険料など引かれ、家賃も払うとなると人間らしい生活ができるとお考えでしょうかなどと異議が記載をされています。また、専門部会での非公開の二者協議中心のための審議の不透明性と意見陳述を実施しない審議運営の不十分さを訴える意見などが記載されています。

21ページです。外国人実習生SNS相談室から提出がありました「愛知県最低賃金審議会の改正決定に対する異議申出書」の写しでございます。ベトナムを訪問して日本大使館などとの意見交換で一様に言われたのが日本の賃金の低さ、韓国の最低賃金が全国一律1070円であるのに、自動車産業を支える中小企業で働く実習生が全国で一番多い愛知県が1027円であるのは実習生が来なくなる恐れがあり、早急に見直すべきですなどと異議が記載されています。

22 ページです。東海共同印刷労働組合から提出がありました「労働者の実態を把握しているとは到底思えない、誰のための、何のための審議会なのか！早期に最低賃金 1,500 円以上の実現を求めます」と題する異議申出書の写しです。印刷産業では、この 1 年半の間に用紙、インキなどすべての資材費の同じタイミングの値上がりを経験し、電気代、光熱費も値上がりしており、上がっていないのは労働者の賃金のみという状況ですなどと異議が記載されています。また、専門部会での非公開の二者協議中心のための審議の不透明性と意見陳述を実施しない審議会運営の不十分さを訴える意見が記載をされています。

23 ページです。J M I T U 愛知地方本部から提出がありました「愛知県最低賃金の改正決定に関する「異議申出書」1027 円では暮らしあ改善できない、1500 円に引き上げを 専門部会の運営にも意見します」と題する申出書の写しです。愛労連、全労連が実施してきた全国最低生計費試算調査結果では、「8 時間労働で人間らしく暮らす」ためには、全国どこでも月額 24 万円（時給 1500 円）以上必要であることを明らかにしてきましたなどと異議が記載されています。また、専門部会での非公開の二者協議中心のための審議の不透明性と意見陳述を実施しない審議会運営の不十分さを訴える意見が記載をされています。

24 ページ目でございます。愛知県労働組合総連合（愛労連）から提出がありました「歴史的な物価高騰、実質賃金 15 カ月連続マイナスで暮らしあさらに悪化～愛知県最低賃金の改正決定に関する「異議申出書」～」の写しでございます。厚生労働省が発表した 6 月の毎月勤労統計調査結果では実質賃金は 15 カ月連続で前年を下回り、物価高騰の波が家庭に押し寄せ、総務省が発表した消費支出も 4 カ月連続でマイナスであり、41 円の引き上げ、1 時間 1,027 円では生活が改善されることは明らかですなどと異議が記載されています。また、専門部会は、非公開の二者協議に長い時間が割かれ、非正規雇用労働者の生活実態をふまえた審議はまったく聞くことができませんでしたなどの専門部会での審議の不透明性と意見陳述を実施しない審議会運営の不十分さを訴える意見、中小企業支援策の拡充の政府への要望を歓迎し国に対し強く上申することを求める意見などが記載をされています。

25 ページです。愛労連労働相談センターから提出がありました「1027 円では非正規労働者の暮らしあ改善できない、1500 円に引き上げを～愛知県最低賃金の改正決定に関する「異議申出書」、専門部会の運営にも意見します～」と題する申出書の写しです。相談者には、時給 1000 円近辺の賃金で生活する非正規労働者は多く、物価高騰の中、特に子どもさんを抱えるシングルマザーの生活は大変苦しく、フルタイムで働いても、月額 7000 円程度の引き上げでは、生活を支えていくことが困難であるとの訴えが多く寄せられていますなどと異議が記載されています。また、専門部会での非公開の二者協議中心のための審議の不透明性と意見陳述を実施しない審議会運営の不十分さを訴える意見が記載されています。

26 ページです。愛知働くもののいのちと健康を守るセンターから提出がありました「働くもののいのちと健康を守るために改訂案は不十分です！愛知県最低賃金の改正案への「異議申出書」と専門部会運営への意見」と題する異議申出書の写しでございます。今回の愛知県における最低賃金の改訂は、はじめて時間あたり 1000 円の大台を突破しましたが、働く

仲間の実態からすれば、十分ではありません。正規雇用でない労働者の待遇改善による底上げと格差是正のためには、全国一律の最低賃金 1500 円以上の要求はさやかなものすぎると異議が記載されています。また、様々な意見を可視化させるための専門部会の運営についての意見なども記載されています。

27 ページです。全労連・全国一般労働組合愛知地方本部から提出がありました「愛知県の最低賃金の改正決定に関する異議申出書～生活を維持するために最低賃金の大幅な引き上げを求める～早期に全国一律の最低賃金が 1500 円になるように議論をしてください～」と題する異議申出書の写しでございます。今回の引き上げ額は、1 日 8 時間働いて、月に 7,000 円（41 円×8 時間×21 日）にも達せず、1 か月賃金は 18 万円程度、税金・社会保険料など引かれ、家賃、光熱費を払った後、将来のための貯蓄、値上がる食料品や日用品への出費等を考えれば、自立して生活できる賃金ではありませんなどと異議が記載されています。また、審議会での労使双方の立場や実態を反映させる活発な意見陳述を求める意見などが記載をされています。

28 ページです。愛知県社会保障推進協議会＜愛知社保協＞から提出がありました「最低賃金の大幅引き上げは待ったなし 時給 1027 円では人間らしい暮らしは出来ない 1500 円の引き上げに向けた決意を示そう～愛知県最低賃金の改正決定に関する異議申出書～」の写しでございます。健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する観点から、最低賃金の大幅な改善をめざすことが必要であり、世界に名だたる自動車産業を抱える愛知で、先進 7 か国に恥じることがない労働者の賃金水準を確保して、人間らしい生活を営むために時給 1500 円に向けた決意を示す機会と、とらえることが必要ではないでしょうかと異議が記載されています。また、専門部会での非公開の二者協議中心のための審議の不透明性と意見陳述を実施しない審議会運営の不十分さを訴える意見、中小企業支援策の拡充の政府への要望を歓迎する意見などが記載されています。

29 ページです。愛知民医連労働組合連合会（愛知民医労）から提出がありました「愛知地方最低賃金審議会の改正決定に関する異議申出書」の写しです。答申は過去最高の引上げ額となりましたが、物価高騰による支出の増加を上回るものとはなっていません、全国においても 22 の道と県では目安を上回る引き上げとなり、不十分ながらも物価高騰などの影響を考慮しましたが、愛知の実態を直視するならば国の目安を上回る答申が必要です。最低賃金に張り付いて働く介護従事者にとっては特に答申された金額では不十分であり、大幅に上積み、早期に愛知県最賃を 1500 円以上にしていく必要がありますと異議が記載されています。また、専門部会での非公開の二者協議中心のための審議の不透明性と意見陳述を実施しない審議会運営の不十分さを訴える意見などが記載されています。

31 ページです。愛知地域労働組合きずなから提出がありました「愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出書」の写しです。今回の愛知地方最低賃金審議会の低すぎる引き上げの答申額は、現在と最低賃金が改定される 10 月以降の物価高騰から、働く者の生活を守るものとなっていません。異議申出書を誠意をもって審議していただき、大幅引き上げに向けた再

検討を要望しますなどと異議が記載されています。また、専門部会の議事録の公開、中小零細・非正規労働者が直接意見陳述する機会を設けることを求めますなどと要望が記載されています。

32 ページです。障害者労働組合から提出がありました「たったの 41 円引き上げた 1027 円では、さらなる物価高騰のさなかに生活できない！ただちに 1500 円以上、ほんらいなら 2000 円へ引き上げるべきだ！専門部会の「公開審議を逆手に取った闇審議」は許されない！二者協議を含めて全面公開すべきだ！当事者による意見陳述を実施せよ！～愛知県最低賃金の改正決定に関する「異議申出書」～」の写しでございます。ハンガーストライキを経ても、たったの 41 円引き上げの 1027 円の答申に断固抗議する！「人間らしい文化的な生活」（憲法 25 条生存権）には、ただちに 1500 円以上が必要だ！労働者県民は、物価高騰で絶望的に追い詰められている！諸外国では、2000 円を上回る地域もある！1027 円では韓国も下回ることになる！2000 円への引き上げを求める！などと異議が記載をされています。また、専門部会の「公開審議を逆手に取った闇審議」は許されない！二者協議を含めて全面公開を！意見陳述を実施して、当事者の生の声を聞くべきだ！中小企業支援策の拡充などを政府に要望することを歓迎する！強く上申を！などの意見が記載されています。

35 ページです。北医療生活協同組合労働組合から提出がありました「最低賃金を 1500 円に引き上げること、および最低賃金審議会の公開・民主的運営を求める異議申出書」の写しでございます。私たち医療や介護の現場では、最低賃金に張り付くような賃金で働いている仲間が大勢いますが、最低賃金が大きく改善されなければ、賃金が上がる目はなかなかありません。今回 41 円という答申ですが、まったく足りていません、せめて 1500 円になるよう引き上げてほしいのが切なる願いですと異議が記載をされています。また、専門部会を直ちに全面公開とすること、非正規雇用労働者が意見を述べる場を持つことを求めるなどの意見が記載されています。

36 ページです。日本自治体労働組合総連合（自治労連）愛知県本部から提出がありました「愛知県地域別最低賃金の改正に関する異議申出」と題する異議申出書の写しです。意見表明の機会を今年も閉ざした上で、中賃目安から上乗せもなく 1027 円とした、答申（41 円引き上げ）が私たち労働者の声を真に反映したものとは思えず、生活改善にはなりません。愛知地方最低賃金審議会で時間をかけて議論し、中賃目安に上乗せすることが審議され、具体的な答申として示すべきです、賃金改善が進まない自治体において、最低賃金は重要な役割を担います、あらためて審議会を開催し、目安上乗せの答申を出し、1,500 円に近づけることを要請しますなどと異議が記載されています。

38 ページです。愛知県労働組合総連合女性協議会から提出がありました「目安額 + 0 円では、貧困をなくしジェンダー平等社会の実現には足りません～愛知県最低賃金の改正決定に関する「異議申出書」、専門部会の運営にも意見します～」と題する異議申出書でございます。多くの他県が目安を上回る答申となっているのに、なぜ愛知県は目安額からの加算が 0 円なのか、最低賃金の 1.15 倍未満で働く労働者の調査によれば、女性労働者の 22.51%

(約 301 万人)、女性のパート労働者の 41.20% (約 238 万人) が最低賃金近傍で働く低賃金労働者となっており、あまりに低く生活できない最低賃金が女性労働者の低賃金の歯止めになつてないなどと異議が記載されています。また、専門部会での非公開の二者協議中心のための審議の不透明性と意見陳述を実施しない審議会運営の不十分さを訴える意見が記載されています。

39 ページです。愛労連パート臨時労組連絡会から提出がありました「目安額 + 0 円では、1 日 8 時間働いても人間らしい暮らしができません～愛知県最低賃金の改正決定に関する「異議申出書」、専門部会の運営にも意見します～」と題する申出書の写しです。非正規ではたらく仲間の声として、現在の物価高騰に賃金が追いつかない状況にあること、ダブルワークやトリプルワークをして、自分の生活だけでなく家族の生活費用を出さなければならない実態があることなどの状況を改善するためにも最低賃金は 1500 円以上が必要ですなどと異議が記載をされています。また、専門部会での審議の不透明性と意見陳述を実施しない不十分さを訴える意見が記載されています。

40 ページです。生協労連コープあいち労働組合から提出がありました「愛知県最低賃金の改定に関する異議申出書」の写しです。愛知地方最低賃金審議会、専門部会の中では、非正規雇用労働者の生活実態をふまえた審議が行われていません。ダブルワークする必要もない賃金で生活ができる社会づくりが必要で、さらに大幅な最低賃金の引き上げを求めるなどと異議が記載されています。

41 ページです。愛知県国家公務関連労働組合共闘会議から提出がありました「1027 円では暮らしさは改善できない、1500 円に引き上げを～愛知県最低賃金の改正決定に関する「異議申出書」、専門部会の運営にも意見します～」とする申出書の写しです。8 月 7 日、国家公務員に対する人事院勧告が出されましたら、たった 0.96% の引き上げで、俸給における改善は初任給付近が中心で、全世代の改善では 1,000 円程度に留まり、生活改善にはほど遠いものとなっていますなどと異議が記載されています。また、専門部会での審議の不透明性と意見陳述を実施しない運営の不十分さを訴える意見が記載をされています。

42 ページです。国土交通労働組合東海建設支部から提出がありました「1027 円では暮らしさは改善できない、1500 円に引き上げを～愛知県最低賃金の改正決定に関する「異議申出書」、専門部会の運営にも意見します～」と題する申出書の写しでございます。人事院は「首都圏近郊の調整手当非支給地では最賃を割り込む」ことを認めており、岸田首相の「物価高騰を上回る賃上げ」実現のためには、地域最低賃金を引き上げ全体の底上げをすることが極めて重要な政策判断だと思いますなどと異議が記載されています。また、専門部会での審議の不透明性と意見陳述を実施しない不十分さを訴える意見が記載をされています。

43 ページです。郵政産業労働者ユニオン愛知県協議会から提出がありました「愛知県最低賃金の改定決定に関する異議申出書「非正規社員も正社員もこれでは生活できない！時給 1500 円への引き上げを要求します」と題する異議申出書の写しでございます。日本郵政グループに勤める約 16 万 5 千人の非正規社員の基本賃金は、今回の最低賃金改定によれば

1,050 円となる見込みで、時給 1,500 円には到底及びません、正社員「一般職」の基本賃金は 54 歳時点でも 21 万 5,200 円で、時給換算で最低賃金ぎりぎりです。最低賃金の引き上げがない限り、非正規社員はもちろん正社員の賃上げも進まない現状です。今一度、最低賃金審議会の審議をやり直し、「最低賃金 1,500 円」の答申を出すよう求めますなどと異議が記載されています。また、専門部会の非公開の二者協議中心の不透明性に意見を記載されています。

44 ページ目です。名古屋ふれあいユニオンから提出がありました「異議書」と題する異議申出書の写しです。物価高騰を考慮し最低賃金 1,500 円を見据えた引き上げを求めます、全国一律で最低賃金額 1,500 円を見据えた引き上げを求めます、海外への人材流出を防ぐことも考慮し、最低賃金額 1,500 円を見据えた引き上げを求めますなどと異議が記載されています。また、専門部会を全公開するよう求めます、公開において傍聴希望者が傍聴できる環境を整えるよう求めます、行政の中小企業支援について、税金の見直し、公正な取引の強化など確実に賃金引き上げができる環境を整えるよう求めますなどの意見が記載されています。

47 ページです。全国福祉保育労働組合東海地方本部から提出がありました「最低賃金時給額 1027 円では足りません。愛知県で暮らす住民のいのち・暮らしを考え、答申よりも大幅な引き上げを求める。」と題する異議申出書の写しでございます。愛労連が取り組んだ「最低生計費調査」を元に、2023 年 1 月に物価高騰の影響を踏まえ試算した時間額が「1590 円必要」であり、1590 円×8 時間実働×20 日で月額 25 万 5 千円となり、特に若手の生活が守られる点からも、最低賃金での大幅な底上げが必要だと考えます、物価高騰の情勢を鑑みれば目安通りの答申では焼け石に水です、今こそ、最低賃金の大幅な引き上げで愛知県民の暮らしを守れるよう答申を上回る引き上げを求めるなどと異議が記載されています。

48 ページです。全労連・全国一般労働組合愛知地方本部名古屋地域支部から提出がありました「愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出書」の写しです。直接、最賃レベルで働いている人々の実態調査もおこなわず、生の声も意見聴取や陳述として聞かない、愛知地方最低賃金審議会による答申にもとづく時間額1,027円という金額では、「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことを可能とする現実的根拠は存在しないこと、ただちに愛知地方最低賃金額の再審議・再改定をおこなうとともに、一刻も早く現行地域最賃制度を徹底的に改革するか廃止して、全国一律最低賃金制への移行を促進するよう国に対して要望することなどと異議が記載されています。また、愛知地方最低賃金審議会の非民主的な運営を抜本的に改め、愛知地方最低賃金審議会の民主化の改革を、公益委員主導のもとに積極的に推進することなどの意見が記載されています。

52 ページです。第99回栄総行動実行委員会から提出がありました「愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出書」の写しです。中賃「公益委員見解」の求める、地方審議会としての最大限の自主性発揮をおこなわず、中賃目安通りの41円の答申をおこなうような対応では、最賃レベルの時間給で働いている非正規労働者たちの最賃引き上げに対しての期待を裏切るもの

であり、このような審議会では勤労県民の血税の無駄遣いである、との批判的意見も、決して乱暴なものとは言えないこと、愛知地方最低賃金額の再審議・再改定をおこなうとともに、一刻も早く現行地域最賃制度を改革し、全国一律最低賃金制への移行を促進するよう国に対して要望することなどの意見が記載されています。

56ページです。全労連・名古屋中地域労働組合センターから提出がありました「愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出書」の写しです。中小企業・小規模事業者への最賃大幅引き上げのための直接支援策の先行的実施を国に要望するとともに全国一律制度として、ただちに国の責任において、時間給1,500円以上を実現するよう国に要望すること。また、現下の高物価の上昇率を上回る最低賃金の大幅引き上げを推進されるべきことなどの異議が記載されています。また、愛知地方最低賃金審議会の非民主的な運営を抜本的に改め、審議会の民主化の改革を、公益委員主導のもとに積極的に推進することなどの意見が記載されています。

60ページです。J M I T U 愛知地方本部愛知支部から提出がありました「愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出書」でございます。地域最賃レベルで働いている時間給の青年、女性など非正規労働者の大半が生活困窮に陥っていると言われており、1,027円程度の地域最低賃金の引き上げでは、まったく困難は打開できず生活苦からは救われず、愛知県経済と勤労県民のくらしを守りうる、生活改善・底上げには到底つながらない、本異議審において、勤労県民からの信頼回復のためにも再審議・再改定を強くかつ切実に求めるものであるなどと異議が記載されています。

64ページです。愛労連ローカルユニオンから提出がありました「愛知県最低賃金の改正決定に係る「異議申出書」」の写しです。最低賃金額1時間1,027円について、24県で目安を超え、「愛知も1円でも引き上げ」を、愛知はどんな審議がされたのか、審議会・専門部会を傍聴しただけではまったく分かりません。10月1日の発効を評価するより「激論の末、1円上積み」を評価してほしいですなどと異議が記載されています。また、審議会の運営について、審議を公開して納得性を高めてほしい、Aランクの中で審議会と専門部会において意見陳述が未実施なのは東京と愛知だけ、重い腰を上げていただくよう要望しますなどの意見が記載されています。

65ページです。愛労連エッセンシャルワーカー大幅賃上げ・大幅増員プロジェクトチームから提出がありました「2023年愛知県最低賃金審議会の意見に関する異議申出書 最低賃金1,500円へ～Aランク中5位にとどまる～」と題する異議申出書の写しです。ケア労働者は最低賃金近傍で働いている 物価高騰分を加味した大幅な引き上げを、全国生計費調査の結果、医療・介護・福祉の人手不足解消、困窮世帯の救済のために今審議会では最低賃金1,500円の実現を強く要請するものですなどと異議が記載されています。また、審議会の運営について開かれた審議と最低賃金の生活実態の声を聞くことを要請します、中小企業支援策の抜本的拡充を国へ進言するべきですなどの意見が記載されています。

66ページでございます。名古屋市の [REDACTED] から提出がありました「愛知県最低賃金の改正「決定」への異議申出書—中央最低賃金審議会の目安を上回る引き上げをー」と題する異議申

出書の写しでございます。2023年7月分の消費者物価指数によると、生鮮食品とエネルギーを除く総合指数は前年同月比4.3%上がっており、愛知県最低賃金986円から41円引き上げの率4.16%では届いておりません、8時間働けば人間らしい暮らしができる最低賃金時給1500円の実現に向けて中央最低賃金審議会が示した目安を上回る最低賃金引き上げを行なうべきですなどと異議が記載されています。

以上、47件の異議申出がありました。

○中山会長

ただ今、事務局から異議申出について説明がありました。この件につきまして、何か御質問等がありましたらお願ひいたします。

(質問等なし)

○中山会長

はい、御質問等がなければ、異議の申出についての審議に移りたいと思います。ただいまの異議申出に対しまして、まず労働者代表委員のほうから御意見を伺いたいと思います。

○大脇委員

お時間いただきありがとうございます。労働者側の委員の意見を纏めた内容を、私から代表して発言させていただきます。御説明をいただいた異議申出の労働者団体から提出された内容については、求める考え方含めて審議会の中で労働者側委員が主張してきた内容と方向性は、ほぼ同じものだと受け止めております。

本年は、物価の高騰により厳しい生活が強いられている非正規労働者を始めとした、最低賃金近傍で働く方々の生活の安定の必要性や30年間停滞している日本の賃金に対して、今年の春闘で実現した高い水準での賃上げの結果を一日でも早く、労働組合のない全ての働く方々に波及するべく発効日にもこだわって、最低賃金の引上げに向け審議に挑んでまいりました。改正金額は、私どもが主張した金額には及ばなかったものの、公労使で真摯な議論を重ねた結論として、労働者側委員としても受け止めて判断をしてきました。

異議申出の内容にある働く者の生活を守るため、物価上昇を踏まえた適切な最低賃金の引上げが重要だという認識を引き続き持ち、次年度も審議に挑んでまいりたいと思っております。審議時間については、異議申立ての御指摘も踏まえまして来年以降はギリギリまで十分に確保できるように調整を行っていただくよう、事務局には要望したいと思っております。

よって、今回の異議申出については、その内容を重く受け止めながらも、愛知県最低賃金の

更新に関しては労働委員総意としても尊重したいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

○中山会長

ありがとうございました。それでは次に、使用者代表委員の方の御意見を伺いたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○梶原委員

それでは私のほうから、使用者側を代表して意見を申し上げたいというふうに思っております。今回、異議申立てということで様々な御意見を頂戴しております。内容については、私どもも理解をしておるというようなつもりでございます。ただ、審議におきましては、中賃からの目安、こういったものを踏まえて最低賃金法に定めるいわゆる三要素、労働者の賃金、生計費、企業の支払能力、これに基づいて、データに基づいて審議をした結果だというふうに理解をしております。また、審議に先立ちまして各様な団体の方より要望書というような形で、今回の異議申立てで書かれている内容と同様な御意見を頂戴しております。我々といたしましても、そういう要望を踏まえながら、先ほど申し上げました賃金法に定める三要素、目安、こういったものを総合的に判断した結果の判断ということで、答申を受け止めておるというような理解をしておるところでございますので、異議申立てにつきましては、我々としても理解しているということでございますけれども、答申につきましては答申どおりというような考え方でよろしいのではないかというふうに、我々は考えておるところでございます。

○中山会長

ありがとうございました。公益のほうからこれまでの審議についての纏めをいたしますと、公労使の三者で真摯な調査審議を重ねました。その際、最初に出されていただいた意見書や署名についても今、考慮しながらという話がありましたので、そういうことを考慮しながら審議を重ねてまいりました。その際には、今、労働者側からもありましたように、原材料費とか、エネルギーコスト等の高騰等といった企業を取り巻く環境及び最低賃金に関する基礎調査による統計調査を踏まえて調査審議を行ったということと、今、現下の愛知県の経済・雇用の実態を見極めつつ、消費者物価上昇による労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力、いわゆる三要素というものを考慮して、かつ中央最低賃金審議会の目安を十分に参照して調査審議を行ってきたということだと思います。

今、それぞれ労働者側、使用者側から御意見をいただきましたように、今、労働者団体等から出されました異議申出書の内容を踏まえて、調査審議も行って審議を尽くしてきたという

ことですので、本年8月4日付けの答申を見直す必要はなく、この答申どおり決定することが適当であるというふうに総意結論とさせていただきたいと思いますけれども、労使双方よろしいでしょうか。公益もそれでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○中山会長

公労使それぞれに御承認いただきましたので、愛知労働局長宛て答申について、これから答申文(案)を作成いたします。事務局で準備をいたしますので、少々お待ちいただければと思います。

(答申文(案)準備)

(答申文(案)配付)

○中山会長

お手元にいきましたでしょうか。それでは、事務局から答申文(案)の読み上げをお願いいたします。

○高橋主任賃金指導官

それでは読み上げます。

(案)

令和5年8月22日

愛知労働局長

阿部 充 殿

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山 徳良

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

令和5年8月22日貴職から、令和5年8月4日付け愛知県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する別紙47件の異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和5年8月4日付け答申どおり決定することが適当である。

別紙につきましては、本日の諮問文と同様のため、省略させていただきます。

○中山会長

ありがとうございます。ただいまの答申文（案）について、何か御意見等はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

（ 意見等なし ）

○中山会長

特に、御意見等ありませんでしたので、労働局長に答申したいと思います。事務局は答申文の正本を作成してください。

（ 答申文準備 ）

（ 答申文手交 ）

（ 写真撮影 ）

（ 答申文（写）配付 ）

○中山会長

ここで、阿部局長から答申を受けての御挨拶がございます。よろしくお願ひいたします。

○阿部労働局長

ただ今、「愛知県医療介護福祉労働組合連合会」等の団体、個人から提出のありました47件の愛知県最低賃金の改正決定に係る答申に関する異議の申出について本日、御審議いただいた結果、「令和5年8月4日付け答申どおり決定することが適当である。」との答申をいただいたところでございます。本当にありがとうございます。本年7月4日の諮問以降、本日まで、熱心に御審議いただきましたことに改めて厚く御礼申し上げたいと思います。

私ども労働局のほうといたしましても、本日の答申を受けまして、今後、官報登載等の手続き等を取った上で、今後改正の最低賃金の周知広報、それから履行確保に万全を期してまいりたいと思っております。また併せて、中小企業・小規模事業者に対する各種支援策につきまし

て、労働局総力を挙げまして、労働基準部だけではなくて、局内の部署総力を挙げまして、外部機関、それからまた関係自治体とも連携をとりながら、積極的に周知を図って各種支援策を利用していただいて、しっかりした対応をいただけるように対応してまいりたいと思っております。

また委員の皆様方におかれましても、各界、各方面への御助言、御協力を賜りますようお願い申し上げたいというふうに思っております。またこの後、9月になってからでございますが、特定最低賃金のほうの改正についても審議が予定されております。まだまだ暑い日が続きますけれども引き続き、御審議を続けていただくということになると思います。大変忙しい中ではございますが、どうぞ御協力のほう、またよろしくお願ひ申し上げたいと思います。まずは、今回の県最賃について御審議いただき、結果をいただきました。本当にまずもって御礼申し上げたいと思います。本当に、どうもありがとうございました。

○中山会長

はい、ありがとうございました。次に、議題（2）「その他」に入ります。労使双方から何かございますでしょうか。

（特になし）

○中山会長

よろしいでしょうか。私のほうから一つございまして、今後の審議会についてですけれども、今後開催予定の特定最低賃金の専門部会につきましては、本年度開催された愛知県最低賃金の専門部会及び検討小委員会の取り扱いを踏まえまして、第1回目より、三者協議は公開、二者協議は非公開で進めさせていただきたいと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

（各委員了承）

○中山会長

はい、御承認いただきましたので、今後開催予定の特定最低賃金の専門部会につきましては、第1回目より、三者協議は公開、二者協議は非公開ということで進めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○中山会長

事務局から連絡事項等ありますでしょうか。

○平井賃金課長

今後のスケジュールについて、御説明いたします。

本審議会終了後、直ちに愛知県最低賃金の改正決定に係る官報公示の手続を行います。官報公示の予定は本年9月1日であり、公示の日から起算して30日を経過した、本年10月1日が効力発生日となります。

○中山会長

今の事務局からの説明について、何か御質問等はありますでしょうか。

(特になし)

○中山会長

よろしいでしょうか。無いようですので、本日の議事は全て終了いたしました。以上をもちまして、第512回愛知地方最低賃金審議会を閉会いたします。本日はお疲れ様でした。ありがとうございました。

(令和5年8月22日)第512回愛知地方最低賃金審議会 議事録